

毎 月 の 経 費

(平成28年4月1日以降適用)

区分	対象となる世帯	保育料	給食費	諸費
第1	生活保護法による被保護者世帯等	0 円	3歳 3,650 円	1,300 円
第2	市町村民税が非課税の世帯	3,000 円		
	市町村民税の所得割が非課税の世帯※	(1,500 円)		
第3	市町村民税の所得割額 77,100円以下※	4,000 円 (2,000 円)	4歳児及び5歳児 4,050 円	
	第4	市町村民税の所得割額 211,200円以下※		
第5	市町村民税の所得割額 211,200円以上※	5,000 円 (2,500 円)		

第2階層区分で、ひとり親家庭の世帯、障がい者(児)同居世帯の場合は下記の表を適用します。

区分	対象となる世帯	保育料	給食費	諸費
第2	市町村民税が非課税の世帯	(0 円)	3歳 3,650 円	1,300 円
	市町村民税の所得割が非課税の世帯※		4歳児及び5歳児 4,050 円	

(備考)

- ① 幼稚園年少から小学校3年までの範囲において、最年長の子どもから順に2人目は半額(()内の金額)、3人目以降については無料となります。
 - ② 階層区分は、4月～8月は前年度分の市町村民税、9月～翌年3月は当年度分に市町村民税により決定する予定ですので、8月以前と9月以降で利用者負担額が異なることがあります。
 - ③ 給食費及び諸費については、所得状況や世帯状況に応じた算定はありません。(8月分の給食費徴収はありません。)
- ※ 市町村民税所得割課税額を計算する場合、住宅借入金等特別税控除、配当控除、寄付金税額、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除は適用されません。